

吉野川市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、平成27年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年12月1日

吉野川市監査委員 阿部 徳 男
吉野川市監査委員 工藤 俊 夫

平成27年度 定期監査の結果に関する報告及び意見

第1 監査の対象

平成26年度吉野川市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第2 監査の期間

平成27年7月7日から平成27年10月22日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行については、収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理等が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着目し、経営に係る事業の管理については、各事業が経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて管理されているかどうかに着目して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係職員に説明を求めるとともに、例月出納検査の結果をも考慮した。

第4 監査の結果

1 全体事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。

このため、当該事項については、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

2 個別指摘事項

各課等に対する指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

(1) 税務課

未収金の削減及び収納率向上に、引き続き努める必要がある。

(2) 国保年金課

未収金の削減及び収納率向上に、引き続き努める必要がある。

(3) 都市計画住宅課

未収金の削減に、引き続き努める必要がある。

(4) 介護保険課

未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。

(5) 上下水道課

下水道の接続率の向上に、さらに努力する必要がある。

(6) 社会福祉課

未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。

(7) 子育て支援課

未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。

(8) 人権課

未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。

(9) 飯尾敷地小学校

学校林のあり方について、先進事例を参考に検討する必要がある。

第5 結果に基づく意見

1 未収金について

平成26年度の収入未済額は一般会計と特別会計とを合わせて766,276千円、不納欠損額は一般会計と特別会計とを合わせて51,979千円と高額となっている。また、平成26年度決算における自主財源の構成比は、前年度に比べて1.3ポイント増加したものの、依然として28.8%と少ない状況である。

厳しい財政状況の中、財源確保及び負担の公平性の観点からさらなる徴収の徹底を図り、収入未済額及び不納欠損額の減少に向けて、先進的な取組事例を参考にす

るなど、全庁を挙げて努められたい。

2 財産の使用料について

普通財産の無償貸付け及び行政財産使用料の減額又は免除等については、吉野川市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条及び吉野川市行政財産使用料条例第6条に規定されている。当該規定と現在の適用状況とを比較対照したときに、見直しを要すると考えられる事例が見受けられる。

厳しい財政状況の中、自主財源の確保及び公平性の観点から、普通財産の無償貸付け及び行政財産使用料の減額又は免除等について、前例にとらわれず原則に立ち返って精査することが重要である。

特に、公共施設における自動販売機設置使用料については、先進的な取組事例を参考にするなど、財産の使用料の適切な確保に努められたい。

3 随意契約について

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の2の規定により限定されているが、当該規定に該当する場合においても、特定の者を選定した事由及び契約金額の妥当性について、市民に説明できることが重要である。

随意契約の締結にあたっては吉野川市財務規則など関係法令等を遵守し、適正な手順で事務を進めることはもとより、契約金額の妥当性をも十分に精査することで、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努められたい。

4 備品の購入時期について

備品購入費の執行年月日に着眼したとき、当初予算に計上されているにもかかわらず、備品の購入年月日が年度の後半、中には年度末となっているものが見受けられる。

備品の購入にあたっては関係法令等を遵守し、必要な時期に納品されるよう速やかに事務手続きを進めることにより、その利用効果が最大限に発揮できるよう努められたい。

5 郵便切手類の保有について

幼稚園、小学校及び中学校が保有する郵便切手類について、平成26年度末の残額合計は356千円となっている。

換金性を有する郵便切手類は現金に準じた取り扱いを求められることから、その保有にあたっては、必要最小限の金額分にとどめることが重要である。

郵便切手類について、使用する分のみを計画的に購入することで必要最小限の金額分の保有にとどめるとともに、切手管理簿を使用することで常に正確に保管することを徹底されたい。また、通信運搬費に係る予算の配当にあたっては、幼稚園、小学校及び中学校における使用実態を把握し、現状に即したものとなるよう努められたい。